1 章　公共施設等総合管理計画と今後の取組み

1．公共施設等総合管理計画の概要

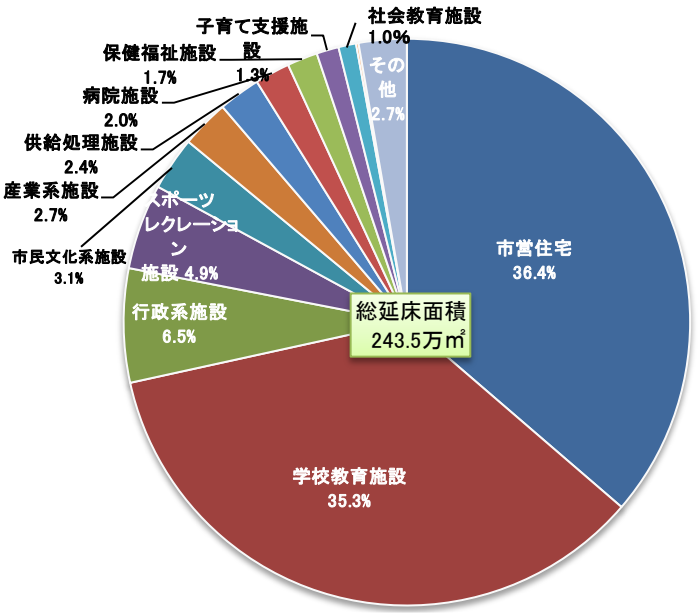
（1）計画策定の背景と公共施設を取り巻く状況

本市では、高度経済成長期及び人口増加が著しかった昭和 50 年代を中心に、増加する人口や多様化する市民ニーズに対応するため、様々な公共建築物やインフラ施設の整備を集中的に行ってきました。

しかしながら、今後は人口減少や少子高齢化などの影響により、社会構造や市民ニーズが大きく変化することが見込まれ、行政サービスのあり方についても見直すことが必要な状況になりつつあります。

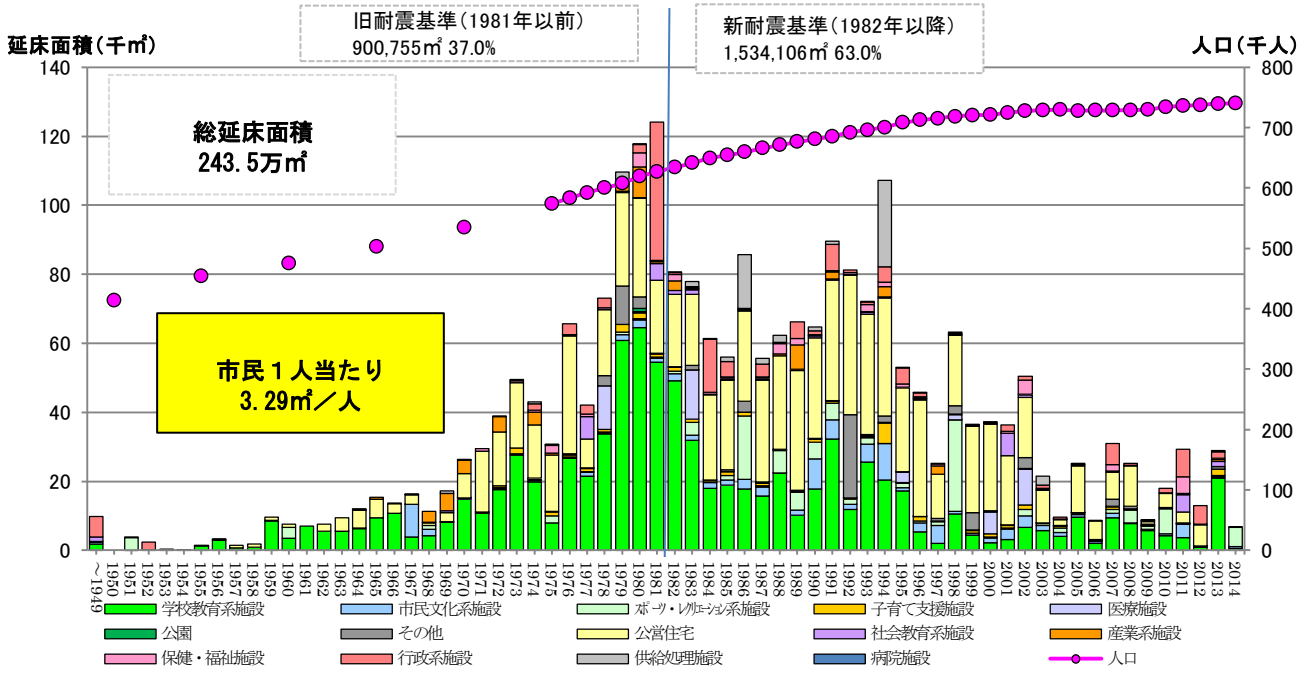
また、本市は現在のところ、約 1,500 施設（240 万㎡）の建築物を保有しており、現状の規模でこれまでどおり更新する場合は、今後 40 年間で 1 兆 240 億円（256 億円/年）の費用が必要と試算しています。過去 5 年間に更新にかけてきた費用の水準は約 99 億円程度であり、この水準と比較すると約 2.6 倍の費用が必要ということです。

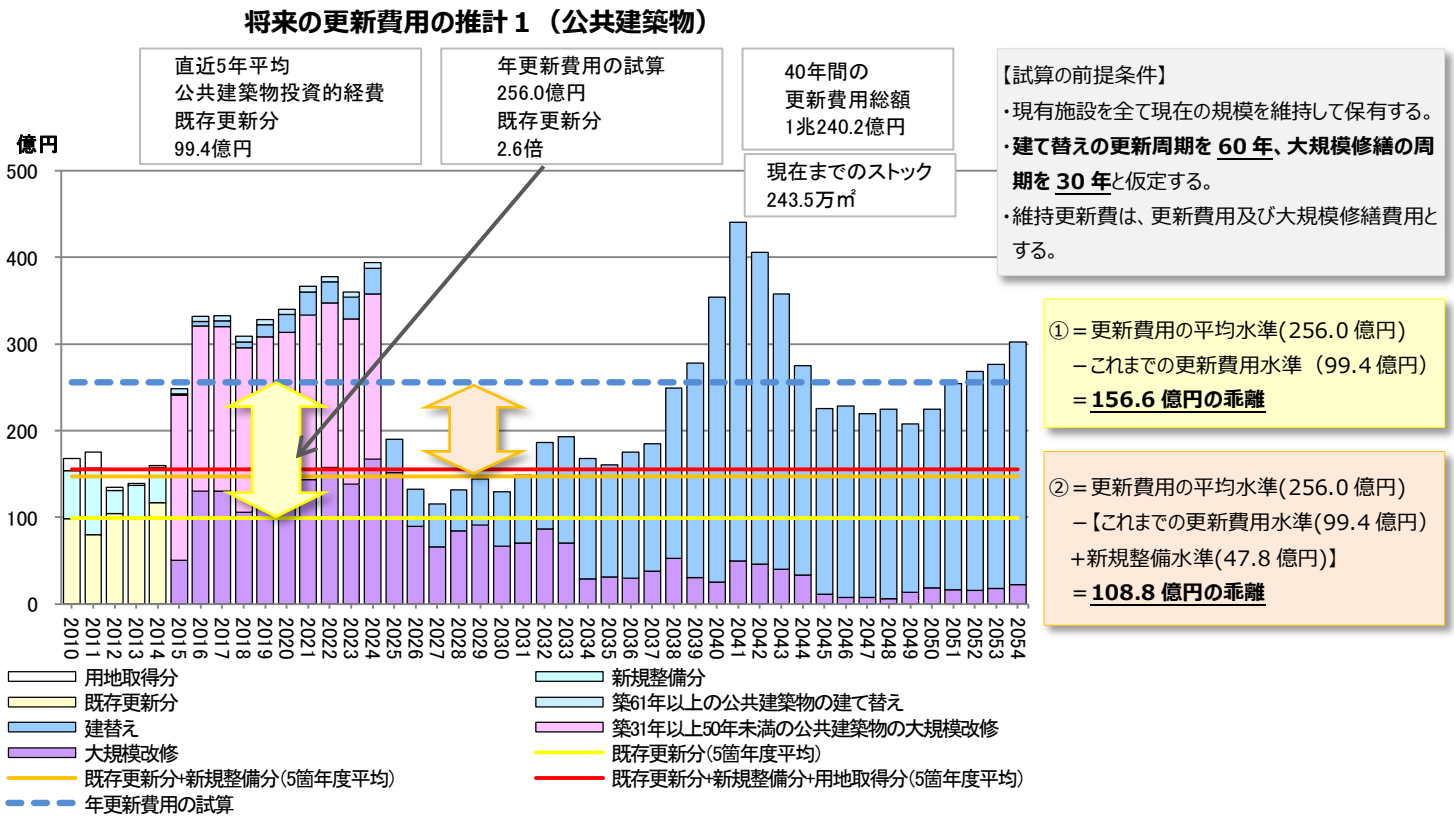
図表　市施設分野別延床面積割合



※文化財及び上下水道事業施設（庁舎、プラント施設等）を除く。
※病院事業及び交通事業施設（庁舎等）を含む。

図表　年度別整備延床面積（公共施設）





さらに平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の影響による復旧・復興にも多額の費用が必要となることから、今後、施設の維持更新費用を適正な水準に抑えていくことは、重要な課題です。

このため、本市では、国の指針に基づき、市の資産状況を適切に把握し、既存施設の長寿命化を図るとともに、更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けた取り組みの指針として、平成 29 年 3 月に「熊本市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」といいます。）を策定しました

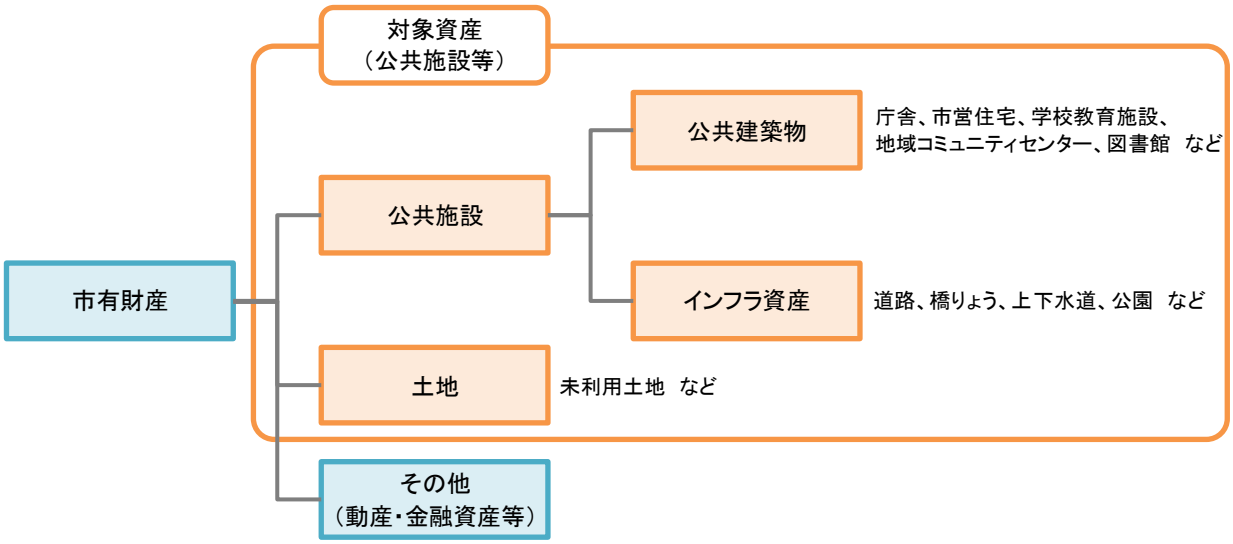
（２）計画期間と対象の公共施設等

高度経済成長期及び人口が著しく増加した時期に建設された建築物やインフラ資産の建て替え・更新時期を見据え、平成 28 年度から 40 年間を総合管理計画の対象期間としました。

また、本市が保有する全ての公共施設及び土地を対象とします。分類は以下のとおりです。

① 市民が利用する施設
② 庁舎等の行政施設
③ 道路・橋梁等のインフラ資産
④ 企業会計の施設
⑤ 公共用地

本計画の対象範囲



（3）課題

公共建築物について、今の水準・規模で公共建築物を維持し続けることは、費用的に困難です。今後、人口が減少する中で、施設の利用状況や地域バランス等を考慮しながら、施設の集約や廃止を進めていく必要があります。

また、公共建築物の保有量を削減しながら、施設をできるだけ長く使えるように工夫していくことが必要です。

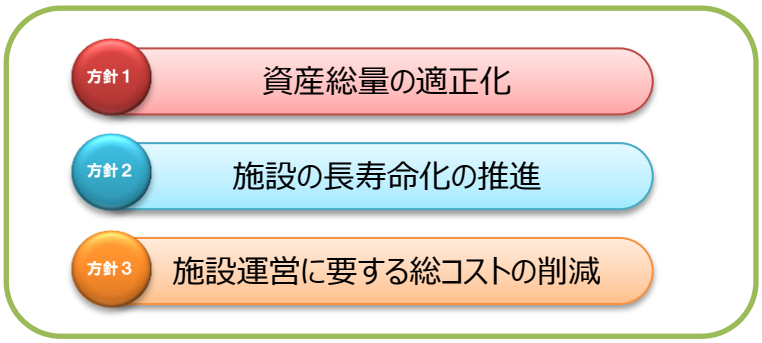
インフラ資産の中には、下水道の配管など建設後 60 年以上経過するものもあり、今後急速に老朽化が進みます。

これらのインフラ資産の維持更新費用の増加について、財政的な制約の範囲内で、効率的かつ計画的に対応していくことが課題となります。

土地については、施設の廃止や集約によって生じる跡地や市が保有する未利用地については、売却することを基本としつつ、土地の所在地や周辺の公共施設の老朽化の状況によっては、施設の集約や建て替えの敷地としての活用が有効な場合も考えられることから、市有財産活用・調整会議などを通じて、有効活用策についても検討します。

（４）基本方針

公共施設等を取り巻く現状及び課題を踏まえ、本市が財政の持続可能性を維持しながら、公共施設等を安全かつ適切に維持していくため、総合管理計画では、以下の 3 項目を基本方針として設定します。



方針１ 資産総量の適正化

公共施設等の設置目的及び人口減少や年齢構造の変化に起因する市民ニーズを踏まえた施設の役割・必要性について検討を行い、費用対効果を見極めながら資産総量の適正化に取り組みます。

公共建築物の更新等にあたっては、施設の複合化や類似施設の統廃合を図ることはもとより、国や県、あるいは民間の類似施設の配置を考慮しながら適正配置を目指すとともに、跡地の売却や有効活用を行うことにより、資産総量の適正化に取り組みます。

方針２ 施設の長寿命化の推進

今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断により計画保全に努め、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組みます。

方針３ 施設運営に要する総コストの削減

建築物やインフラの新設にあたっては、整備後の補修を考慮した設計を行うことなどにより、修繕費用の軽減を図るとともに、ランニングコストを抑制できるような工夫も行います。

また、民間企業等のノウハウや資金を積極的に活用することも検討し、ＰＰＰ/ＰＦＩ手法など、民間活力の導入にも積極的に取り組みます。

さらに、施設の運営については、市民協働の視点や受益と負担の観点からも検討を行い、これまでのあり方を見直します。

（５）今後の取組み

今後の取り組みとして、建築物については、上記の個別長寿命化計画を策定するための具体的な指針として「公共建築物長寿命化指針（仮称）」を作成するとともに、適正な施設の点検・維持管理方法を予防保全的な観点で取り纏めた「公共建築物点検マニュアル（仮称）」を作成します。

また、各部局が所管する施設を横断的に分析した集約・統廃合等の個別方針として「施設再編等計画（仮称）」を作成し、個別長寿命化計画へ反映します。

インフラ等については、それぞれのインフラ管理者によって、必要に応じて既存長寿命化計画の見直しを図ります。個別長寿命化計画が未策定の分野については、早期の計画策定に取り組みます。

